

○役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規則

平成 2 年 2 月 8 日

則 第 3 号

施行 平成 2 年 2 月 8 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 報酬及び手当

（報酬）

第 2 条 常勤の役員の報酬額は別に定める内規に基づき、理事長がその額を決定し、理事会の承認を得る。

2 常勤の役員が、他の常勤の役員の職務を兼任する場合には、その兼任する職務にあたる役員の報酬は、支給しない。

3 専任教職員が理事長、学園長、常務理事に就任する場合は経営職としての責任を明確にするため専任教職員を退職する。

（理事手当）

第 3 条 常勤の役員に、理事手当として月額 2 万円を支給する。理事手当は給与支給科目は役員手当とし、賞与及び退職金の計算には含めない。

（通勤手当）

第 4 条 常勤の役員に支給する通勤手当は、専任教職員の例による。

（支給方法）

第 5 条 役員の報酬及び手当の支給方法については、専任教職員の例による。

第 3 章 退任慰労金

（退任慰労金）

第 6 条 役員の退任慰労金は、役員が退任したときにその者に支給する。ただし、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。

（支給基準）

第7条 専任教職員の身分でない常勤の役員の退任慰労金の額は、別に定める専任教職員の「退職金規則」に準じ、退任の日におけるその者の報酬月額を基準額とし、「在任期間」を「勤続期間」に読み替え、専任教職員の退職金支給乗率表に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。なお、退職金支給乗率表については、任期満了の退任は「定年・疾病又は死亡」を適用し、任期途中の辞任は「自己都合」を適用し、4年未満の在任の場合は支給しない。ただし、特別の事情により理事会が決定した場合は、この限りでない。

2 非常勤の役員については、退任慰労金を支給しない。

3 専任教職員の身分にある常勤の役員の退任慰労金は、前項の規定に準じ支給しない。

（在任期間の計算）

第8条 在任期間の計算は、就任から退任までの年数とし、在任1年未満の端数月は、6ヶ月未満はこれを切り捨て、6ヶ月以上は1年として計算する。

（遺族の範囲及び順位）

第9条 第6条に規定する遺族の範囲及び順位は、別に定める「退職金規則」第5条を準用する。

第4章 旅費

（旅費の支給）

第10条 役員(専任教職員の理事を含む)が出張した場合には、旅費を支給する。

（旅費の種類及び旅費額）

第11条 旅費は、専任教職員の旅費規定に準じて支給する。

（出張雑費）

第12条 出張の性質により規定による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

（交通費）

第13条 非常勤の理事に、理事会及び常勤理事会出席1回につき所得税控除後の額2万円の手当を支給する。ただし、遠隔地から出席する者には、第11条の旅費も支給する。

2 監事に、理事会、監事監査及び監事業務執行のために出席する会議1回につき所得税控除後の額2万円の手当を支給する。ただし、遠隔地から出席する者には、

第 11 条の旅費も支給する。

（改廃）

第 1 4 条 この規則の改廃は、別に定める「規則等の管理に関する規則」第 6 条第 1 項第 1 号の定めによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 年 2 月 8 日から施行する。
- 2 削除

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。